

多面的機能支払交付金に関する説明会次第

【日 時】 令和8年2月27日（金）
15時00分～16時00分

【場 所】 福光中央会館
5階 大ホール

1. 挨拶

2. 内 容

(1) 令和7年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告等について 資料①
提出期限：令和8年4月15日（水）

(2) 会計検査の予定 資料②
期間：令和8年3月9日（月）～13日（金）

(3) 本制度の取組状況と令和8年度に向けて 資料③

(4) 安全管理の徹底、適正な組織運営、外部人材活用、について 資料④

(5) 全国シンポジウム講演資料 資料⑤

(6) その他
今後のスケジュール
3月下旬ㄨ 返還金の納付期限（3月中旬に対象組織に郵送します。）
4月15日ㄨ 活動の自己評価（3月上旬に対象組織に郵送します。）

3. 質疑応答

4. 閉会

閉会后、令和7年度で最終年度を迎える組織向け説明会

令和7年度実施状況報告書等について

1. 提出書類 (各1部)

《報告書関係》

- ①実績報告書鑑 【同封書類】※押印不用
- ②活動記録 (様式第1-6号)
- ③金銭出納簿 (様式第1-7号)
- ④実施状況報告書 (様式第1-8号)
- ⑤財産管理台帳 (様式第1-10号)
- ⑥令和7年度診断結果記録簿
- ⑦令和7年度活動計画書
- ⑧領収書のコピー
- ⑨持越金の使用予定表 (様式第1-8号) 別紙 ※持越額が交付額の3割以上かつ100万円以上の場合のみ提出

《その他の書類》

- ⑩代表者の交代届、連絡名簿 ※役員変更があった組織のみ提出
- ⑪通帳の写し

2. 提出期限

令和8年4月15日(水)【期限厳守】

※5月上旬には全組織の報告をとりまとめのうえ、県に報告する必要がありますので、期限厳守でお願いします。

3. 提出場所

南砺市農政課 農産振興係 (南砺市役所福光庁舎別館1階)
領収書等をスキャンして、エクセルデータとまとめてメールで提出も受付可能です。

4. 留意事項

- ①実施状況報告書の内容は必ず計画書の内容との整合性を取ってください。
- ②「活動記録」は取組番号を入力すれば自動的に活動内容が入力されます。また、全ての様式において数式や選択肢があらかじめ入力されているセルがありますので、入力の際はご注意ください。
- ③持越金については、年度内に使いきりが原則です。
- ④懸念事項がありましたら、すぐに市役所に相談をお願いします。

5. その他 交付金に関する書類は5年間大切に保管してください。

南砺市のホームページでID検索「6036」していただくと様式をダウンロードできるページに移動します。CD配布を希望される方は担当までご連絡ください。

キーワード検索

ページID検索

6036



2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立	
実施予定年度	令和 <input type="text"/> 年度	令和 <input type="text"/> 年度	令和 <input type="text"/> 年度	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關与する法人のことです。

以下は市町村担当者との相談の上、記入してください。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 a 資源向上支払 (共同) a 資源向上支払 (長寿命化) a

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画	
点検・ 計画策定	1 点検	<input type="radio"/>	
	2 年度活動計画の策定	<input type="radio"/>	
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施	
実践 活動	農 用 地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	<input type="radio"/>
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	<input type="radio"/>
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施
		100 野ソ等の駆除	<input type="radio"/>
		101 融雪排水のための溝切	<input type="radio"/>
	水 路	7 水路の草刈り	<input type="radio"/>
		8 水路の泥上げ	<input type="radio"/>
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	農 道	10 農道の草刈り	<input type="radio"/>
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施
	た め 池	13 ため池の草刈り	<input type="radio"/>
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	共 通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施
102 除排雪		<input type="radio"/>	
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動		<input type="radio"/>	

↑まず、このシート組織名などを入力してください。

次に活動計画を入力してください。
これを入力しないと、活動記録の
ページでプルダウンが表示されません。

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画
施設の軽微な補修	機能診断・策定	24 農用地の機能診断	
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
		28 年度活動計画の策定	
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
		38 資源循環計画の策定	
	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○
		47 その他（景観形成・生活環境保全）	○
啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	

※24～27のうち該当する活動項目を全て選択してください。

※必ず選択してください。

農村環境保全活動の計画のある組織は
※34～38のいずれかを選択してください。

該当する番号を入力しないと
活動記録のプロダウに表示されませんので、
計画しているものは全て
記載してください。

この線より上に行を挿入してください。

(様式第1-6号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

組織名:

〇〇・・・・・・活動組織

7年度 多面的機能支払交付金 活動記録

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

日付	活動時間	活動参加人数			活動項目番号 (左詰め)					支払区分	活動項目	備考 (具体的な活動内容を記入)	様式欄外 (参考)	
		農業者	農業者以外	総参加人数									別紙1記入した場合は○	活動内容欄に○
6/1	3時間	10人	10人	20人	30	47	6	52	39	51	農用地の軽微な補修等,47 その他(景観形成・生活環境保全),6 鳥獣害防護柵等の保守管理,52 遊休農地の有効活用,39 生物の生息状況の把握(生態系保全),51 開発・普及活動	水路クラック充填、ごみ拾い、広報発行		

入力を忘れず!

活動した番号は漏れなく入力してください。領収書などで確認したら、きちんと活動しているのに、入力漏れが見受けられます。

オレンジ着色
灰色着色箇所
※ 行の挿入
※ 記載方法

金簿の支出の式に記載してまた、活動の

・日付欄に
・活動時間
等直接入力

【R7変更点
これまで求め

・活動項目
(プルダウン)
・プルダウン
す。

・事務処理
「事務処理

(様式第1-7号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

組織名:

〇〇・・・・・・活動組織

7年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

★「分類」欄は、分類番号(1~8)から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上(共同)に係る収支は「1」を、資源向上(長寿命化)に係る収支は「2」を必ず入力してください。区別ができない収支は「1」を記入してください。

★農地維持・資源向上(共同)の交付金を活用して資源向上(長寿命化)の活動を行った際の費用は、区分を「1」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。

★交付金交付前に活動資金と構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

日付	分類	内容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	領収書等番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
6/1	2.交付金	南砺市からの交付金	1	1,000,000		1,000,000				
6/2	4.日当	水路クラック充填	1		300,000	700,000	1	6/1		

↑
上記活動記録に番号を入力しないと、ここに日付が表示されません。

オレンジ着色
灰色着色箇所
※ 行の挿入
※ 記載方法

領収書
構成

「分類」欄
さい。

購入

「区分」欄
「農地」
「資源」
区別

1. 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	○年○月○日
-----	--------

R7年度の活動や収支決算について諮った日
(R7の収支決算がR8. 4. 15日以降の組織の場合は、
R7の活動について承認を受けた日)

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」、対象外の活動項目には「－」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検	○	×	
		2 年度活動計画の策定	○	×	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修			実施（予定）年度：○年
		機械の安全使用に関する研修			実施（予定）年度：○年
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	×	遊休農地解消面積 a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○	×	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理		○	
	水路	7 水路の草刈り	○	×	
		8 水路の泥上げ	○	×	
		9 水路附帯施設の保守管理		×	
	農道	10 農道の草刈り	○	×	
		11 農道側溝の泥上げ		×	
		12 路面の維持		×	
	ため池	13 ため池の草刈り	○	×	できなかった理由を書いてください。
		14 ため池の泥上げ	－	－	
		15 ため池附帯施設の保守管理			
共通	16 異常気象時の対応				

↑計画にない項目は「－」を入力してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
全地域管理資源の活動のため適切な	17 農業者の検討会の開催	○	×	
	18 農業者に対する意向調査、現地調査	－	－	
	19 不在村地主との連絡体制の整備等	－	－	
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等	－	－	
	21 地域住民等に対する意向調査等	－	－	
	22 有識者等による研修会、検討会の開催	－	－	

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の 軽微な 補修	機能 計画 策定	24 農用地の機能診断	-	-	
		25 水路の機能診断	-	-	
		26 農道の機能診断	-	-	
		27 ため池の機能診断	-	-	
		28 年度活動計画の策定	-	-	
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修		×	実施（予定）年度：○年
	実践 活動	30 農用地の軽微な補修等	-	-	
		31 水路の軽微な補修等	-	-	
		32 農道の軽微な補修等	-	-	
		33 ため池の軽微な補修等	○	×	点検の結果補修不用
農村 環境 保全 活動	計画 策定	34 生物多様性保全計画の策定	-	-	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	-	-	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	-	-	
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	-	-	
		38 資源循環計画の策定	-	-	
	実践 活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○	○	6/1ピオトープ調査
		47 その他（景観形成・生活環境保全）	○	○	6/2ゴミ拾い
			-		
			-		
			-		
「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。					
啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	○		

↑
計画していたけど、実施しなかった場合は理由を入力してください。

日付と実施内容を記載

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の保全管理等（処置要求）

農林水産本省等

2億2120万円(指摘金額)

事業の概要

農林水産省は、農業者等（事業主体）に対して、都道府県及び市町村を通じて、**多面的機能支払交付金**及び**中山間地域等直接支払交付金**を交付（交付額＝10a当たりの交付単価×対象農用地（注1）の面積）
（注1） 交付金の算定対象又は交付対象となる農用地

要綱等上の要件

- ・事業主体は、**農用地の保全管理等**を行うために、交付金事業として水路の泥上げ、草刈りなどを実施
- ・**対象農用地**のうち、田は、たん水（注2）するための**畦畔等**を有している土地 （注2） 農用地内に水をためること
- ・市町村長は、対象農用地等の保全管理状況等について、**毎年度、全ての対象農用地について現地確認等**を実施。現地確認に当たっては、対象農用地の所在、地目等、現地確認に必要な事項を記載した**確認野帳**を作成



検査の結果

17道県の440市町村内の1,942事業主体が実施した交付金事業（交付金相当額計497億円）を検査した結果

(1) 対象農用地の保全管理等に係る事態（交付金相当額計2億2120万円）

ア 対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は樹木が繁茂するなどして保全管理等が適切に行われていない

➡ 対象農用地に係る交付金相当額 **8071万円が過大**

<17道県、207市町村、420事業主体>



(1)アのうち

イ 対象農用地に畦畔がなく、田の要件を満たしていない（田の交付単価で交付金を交付）

➡ 対象農用地に係る交付金相当額 **1億4048万円が過大**

<17道県、217市町村、542事業主体>



(1)イのうち

(2) 保全管理状況等の確認に係る事態

ア 現地確認や確認野帳の作成が未実施

- 15道県の73市町村は、必要性を認識せず、又は事務負担等を理由に**現地確認を未実施**
- 8県の17市町村は現地確認を実施したとしているものの、**確認野帳を作成せず（保全管理状況等の確認が不十分）**

イ 田の要件である**畦畔等の有無を未確認**

- 152市町村は現地確認の際、畦畔等の有無を未確認
- 交付金の要綱等では、**当該確認**をすることやその**確認方法が明確に示されていない**

一方、(1)アの事態が生じていない市町村では、他事業の現地確認の結果、eMAFF農地ナビ（注3）の活用等により効率的に確認している例もあり

（注3） 農地情報を衛星画像等を重ねるなどして公開する農林水産省のウェブサイト

写真：会計検査院（広報資料）

要求する処置

- ・過大に交付金を交付した市町村に対して、17道県を通じて、交付金の**返還**手続を行わせること
- ・市町村に対して、対象農用地の保全管理等を適切に行うよう**事業主体を指導**すること、及び**現地確認や確認野帳の作成を確実に実施**することの**必要性の周知徹底**。また、他事業の現地確認の結果を活用するなどの**効率的な現地確認の実施方法を周知**
- ・現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法を**要綱等に明記**

1 対象農用地

(1) 対象農用地の区分

多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙 1 の第 3 の対象農用地は、次に掲げる田、畑及び草地に区分する。

ア 「田」とは、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地とする。

イ 「畑」とは、農用地のうちアに定める田及びウに定める草地を除くものとし、樹園地を含むものとする。

第 4 対象活動

1 農地維持支払交付金の交付の対象となる活動は、第 5 の 2 に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。

ただし、対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

(ア) 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成

(イ) 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成

(ウ) 対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

富山県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

第 1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 農地維持活動

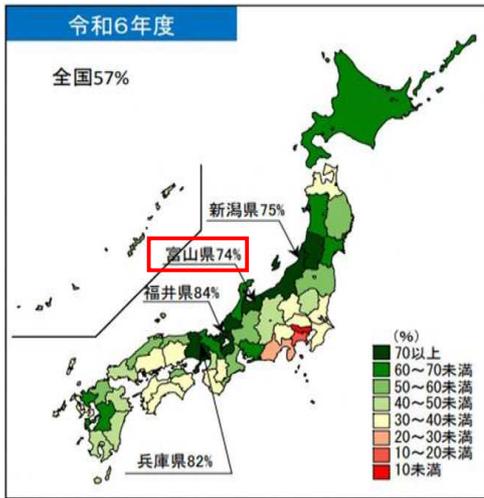
(1) 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針			活動要件
活動区分	活動項目		
点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修		事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5 年間に各 1 回以上実施する。
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	
		100 野ソ等の駆除	
		101 融雪水排水のための溝切り	
	水路	7 水路の草刈り	
8 水路の泥上げ			
9 水路附帯施設の保守管理			

全国の取組状況(農地維持支払)

	一 期 目							二 期 目						参考:対R5 B/A
	H19	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 A	R6 B	
対象市町村数	1,241	1,198	1,325	1,404	1,422	1,429	1,434	1,437	1,443	1,447	1,445	1,451	1,450	
対象組織数	17,122	19,018	24,885	28,145	29,079	28,290	28,348	26,618	26,233	26,258	25,967	26,138	25,283	0.97倍
うち広域活動組織	-	551	685	760	807	853	899	947	991	1,010	1,020	1,037	1,051	1.01倍
認定農用地面積(ha)	1,160,430	1,474,379	1,961,681	2,177,554	2,250,822	2,265,742	2,292,522	2,274,027	2,290,820	2,311,040	2,318,259	2,330,950	2,329,749	1.00倍

注: H19実績は、「農地・水・環境保全向上対策」、H25実績は、「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

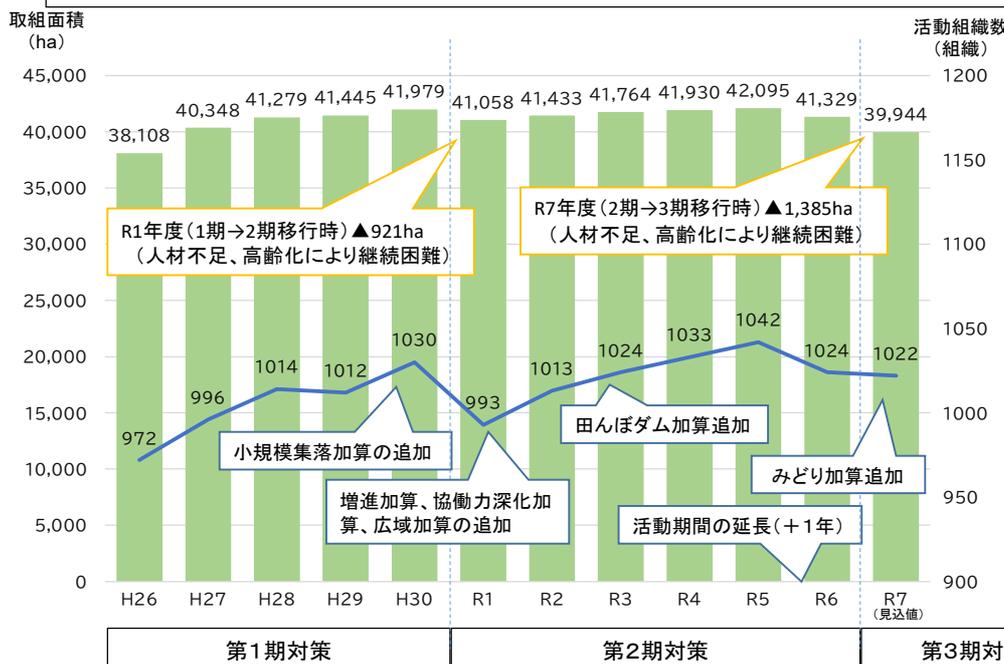


	認定農用地面積(ha) A			農用地面積(千ha) B			カバー率 A/B				
	田	畑	草地	田	畑	草地	田	畑	草地		
全国	2,329,749	1,449,442	558,648	321,658	4,104.6	2,199.5	1,208.3	696.9	66%	46%	46%
北海道	800,961	183,538	318,951	298,472	1,159.1	235.4	406.6	517.1	78%	78%	58%
東北	444,408	407,364	34,402	2,643	808.9	572.8	158.0	78.1	71%	22%	3%
関東	227,197	169,208	56,514	1,475	626.9	363.4	245.3	18.3	47%	23%	8%
北陸	224,288	213,574	10,510	203	298.7	268.3	26.1	4.2	80%	40%	5%
東海	85,544	68,245	17,189	109	151.7	111.7	36.3	3.7	61%	47%	3%
近畿	118,639	104,586	13,984	68	183.6	143.1	38.6	1.9	73%	36%	4%
中国	95,787	85,524	9,264	999	213.7	162.8	39.2	11.6	53%	24%	9%
四国	48,839	38,626	10,195	17	123.2	71.8	49.0	2.4	54%	21%	1%
九州	261,178	178,345	66,817	16,015	496.4	269.1	179.1	48.1	66%	37%	33%
沖縄	22,907	430	20,820	1,657	42.5	1.0	30.0	11.5	44%	69%	14%

注1: 農用地面積は、「令和5年農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。
注2: 地目別の農用地面積は、以下による推計値。
・田面積 = 「令和5年農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による田面積比率を乗じて算出した面積
・畑面積 = 「令和5年農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積 × 「令和5年耕地及び作付面積統計」における普通畑の比率 + 「令和5年農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による樹園地面積比率を乗じて算出した面積
・草地面積 = 「令和5年農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積 × 「令和5年耕地及び作付面積統計」における牧草地の比率 + 「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による採草放牧地面積比率を乗じて算出した面積

県内の取組状況(農地維持支払)

- 富山県の取組率(農地維持支払)は74%で、全国第4位となっている。(R6年度)
- 人材不足・高齢化等により、期別(5年間)の変わり目で活動組織、取組面積が減少する傾向にある。



◎全国の取組状況(R6)

順位	都道府県	取組率
1	福井県	84%
2	兵庫県	82%
3	新潟県	75%
4	富山県	74%
5	滋賀県	72%
6	山形県	70%
7	佐賀県	70%
8	北海道	69%
9	石川県	68%
10	秋田県	66%

※全国の平均取組率: 49% (北陸管内: 75%)

※全国の平均取組率: 49% (北陸管内: 76%)

R6実績
○取組組織 : 1,024組織
○取組面積 : 41,329ha
○取組率 : 74.3%



R7見込値
○取組組織 : 1,022組織 (-22)
○取組面積 : 39,944ha (-1,385)
○取組率 : 71.9% (-2.4)

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha [令和12年度まで]）
- 農地・水路等の保安全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円（前年度48,463百万円）

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都道府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円（前年度1,585百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都道府県	北海道	
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合	田	400	320

(円/10a)

項目		交付単価	項目	交付単価	
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し	組織の体制強化への支援 広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合 ※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班	40万円/組織	
		冬期湛水			800
		夏期湛水			4,000
		中干し延期			8,000
		江の設置等			3,000
		作溝実施			4,000
	作溝未実施	3,000			

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

活動継続に向けた多面的機能支払の課題と対応方針（案）

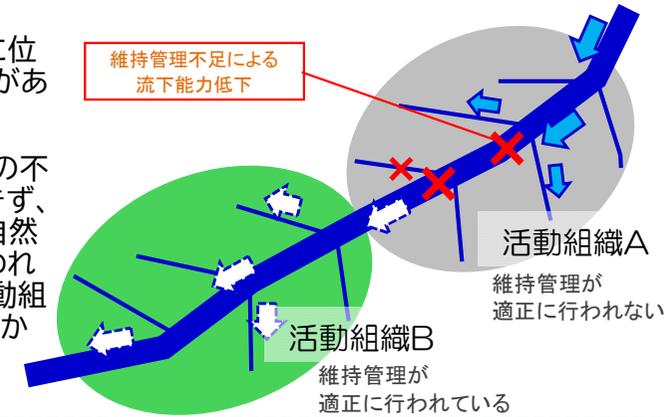
1 現状課題

農村部、とりわけ中山間地域では、人口減少、高齢化が進む中で、（課題①）活動参加者の不足、（課題②）役員交代人材の不在、（課題③）非農家の理解不足といった課題のほか、（課題④）事務の煩雑さが、活動継続の障壁となっている。

こうした地域では、これまでの農業者と農業者以外が地域の共同活動等により支えてきた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に支障が生じ、さらに近隣の地域へも影響を及ぼすことが懸念される。

一事例として…
用水路系統が上下流に位置する活動組織AとBがある場合。

活動組織Aが、参加者の不足等で活動を継続できず、水路の維持管理等の自然保護活動が適正に行われなくなると、下流の活動組織Bに用水が十分に届かない状況が生じる。



2 課題への対応方針（案）

①活動参加者の不足

②役員交代人材の不在

③非農家の理解不足

④事務の煩雑さ

活動参加者の確保

地域内の若手へ活動参加を促す

- ・若い世代に事務局を交代し、同年代の参加を促す

外部からの人材確保

- ・農村ボランティア、サポーター制度、アルバイトの活用等

複数組織における活動の連携

- ・水路上下流の活動組織の合同江ざらいや草刈り、鳥獣対策等

活動を断念する組織が出ないように、まずは緩やかな連携

活動の活性化

複数組織の合同活動による効果的な取組実施

- ・近隣の活動組織で連携して市の花を植栽し、大規模な美しい景観を形成→観光資源化
- ・隣接する活動組織合同の獣害防止電気柵の設置→被害の抑制
- ・自走式草刈機等の大型（高額）機械の共同リースや外部人材の活用→参加者の労務負担軽減
- ・近隣の活動組織で連携して田んぼダムに取り組み→洪水防止効果の増進

活動参加者に向けたPRの充実

多面的機能や共同活動の恩恵をPR

- ・子供達や高齢者を意識したPR
- ・植栽活動や清掃活動による地域の景観保持
- ・ホテルの生息地となる水路の維持管理等の自然保護活動
- ・転落防止網等の設置による水路の安全性の向上

誰でも対応可能

事務支援システム導入・普及

事務負担軽減

土地改良区や民間企業等への事務の外部委託

活動の継続と発展

隣接活動組織の包含

- ・役員交代人材の不在により継続困難な活動組織Cを、近隣組織Dが取り込む
活動組織C：継続活動が可能に
活動組織D：交付金増により発展的で計画的な活動が可能に
- ・事務局の合同センター化や会計職員の外部雇用の導入→事務負担の軽減、組織力の強化の推進

人口減少時代の中で、農業の持続的発展と農村コミュニティ機能の維持・継続の実施



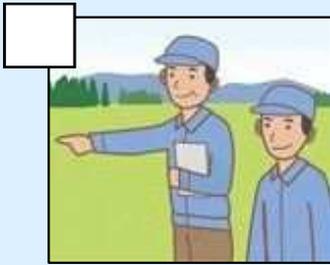
高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

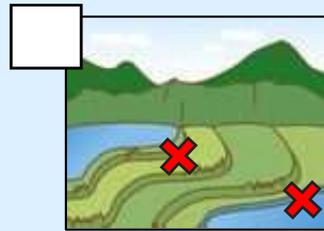
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

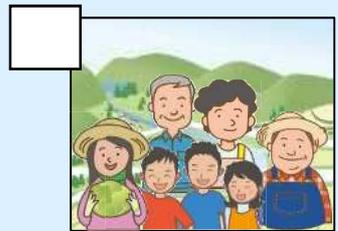
事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



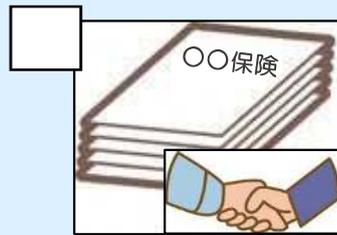
危険な箇所については、
テープ等で印を付れたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画（分
担、配置等）を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。

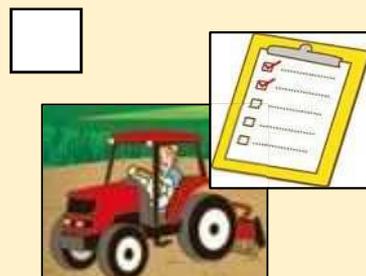


緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

安全管理に係る資料

「安全のしおり」

活動準備

- ・無理のない作業計画の作成
- ・保険への加入
- ・緊急連絡表の作成

安全対策

- ・防護の徹底
- ・複数人で作業
- ・休憩の確保
(こまめに休憩&水分補給)
- ・障害物の除去等（草刈範囲にある石等）
- ・草刈機の点検・整備（刈刃にひび割れ等）
- ・草刈機の安全な使用
- ・作業間隔の確保（15m以上間隔を置き、接触事故を防止）

安全確認チェックリスト



農作業安全の動画資料

<農作業における安全啓発動画>

■「シートベルトしていますか」

(URL: <https://www.youtube.com/watch?v=j0yxl1fGN0>)

内容：乗用型トラクター使用の際のシートベルトの重要性の解説



■「農作業中の熱中症を防ぐ」

(URL: <https://www.youtube.com/watch?v=xcCqOOtNYfY&t=1s>)

内容：熱中症の原因、対策の紹介



■「【VR】刈払機 刃との接触編」

(URL: https://www.youtube.com/watch?v=9V17Rj_N9ZA&list=PLNLIASpko375_axZgODJzA)

農作業安全啓発（JA共済公式チャンネル）

内容：刈払機の使用上の注意点を使用者目線の映像で学習



■「草刈機の安全ポイント 農作業安全動画」

(URL: <https://www.youtube.com/watch?v=LZVcc2anliQ>)

農作業安心動画集（株式会社クボタ）

内容：草刈機使用上の安全ポイント解説



[農作業安全の啓発資料：農林水産省](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/siryu.html)

(URL: https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/siryu.html)

事故があった際の報告の徹底

事故が生じた際は、必ず速やかに報告。第1報では、その時点で把握している事実を電話やメールで早急に報告。その後、詳細な情報（作業内容・被害状況・報道の有無等）が判明次第、下の記載例に基づき順次追加報告。

メール記載例

□ ○○県○○市 ○○活動組織

- 作業内容 : 例：水路の草刈
 被災者 : ○○歳男性（女性） 構成員（※個人名は記載不要）
 被災日時 : ○○年 ○月○日 ○時頃
 事故状況 : 例：水路の草刈作業時、誤って側溝に転落し、右足靭帯を損傷。
 報道関係 : ○○新聞 ○○放送 Webニュースの場合はURL
 保険の加入 : 有（無）
 発生原因 : （※明らかになっている範囲で記載）

メール先 : habata.masahiro@city.nanto.lg.jp
 FAX: 0763-52-6348 メールかFAXでご連絡をお願いします。
 市で確認後、県にも転送します。



高めよう 地域協働の力!

改訂版

多面的機能支払交付金

円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。

- ポイント 1
- ポイント 2
- ポイント 3

構成員の合意形成をしっかり行う

役員が行う事務はお互いに確認し合う

日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう!



令和5年10月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

〇〇県〇〇部〇〇課 市町村〇〇課等



1 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

(1) 活動組織での合意形成(総会等)



(2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

広域協定運営委員会（各集落、活動組織、団体の代表者で構成）

- ・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落等は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落等に通知するとともに、各集落等内の全員へ周知を依頼します。

A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。



集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします

合意形成の場（会合）を開催します（毎年度1回以上）

※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

過半数の出席

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

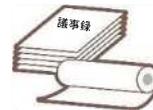
話し合い

決定



合意事項などを議事録（メモ）にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など



- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で**決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧**します。



左と同じ

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営



トラブル発生

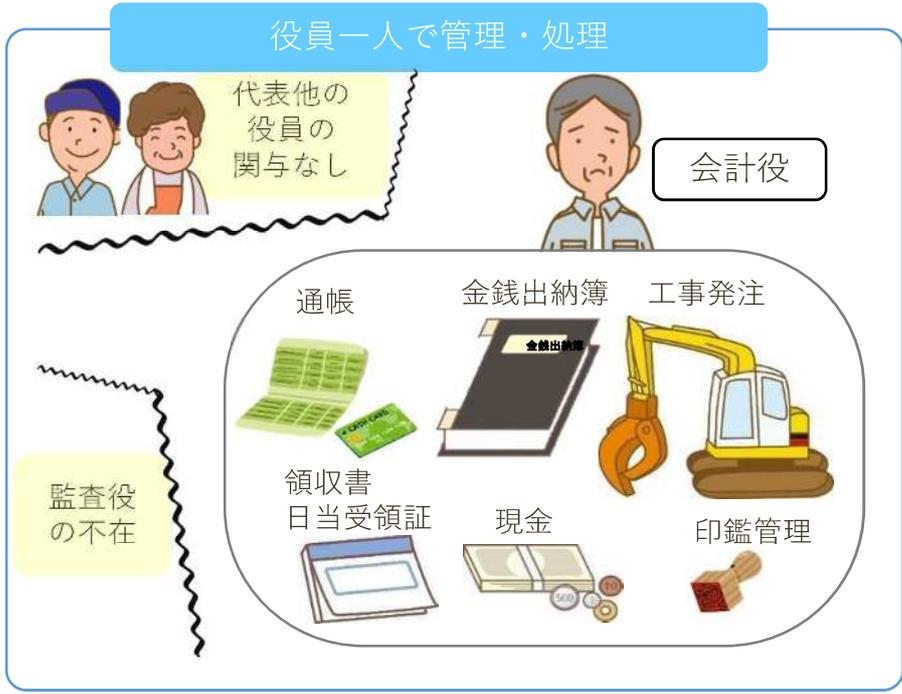
不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の
返還になる
ケースも...



2 役員が行う事務はお互いに確認し合ひましょう

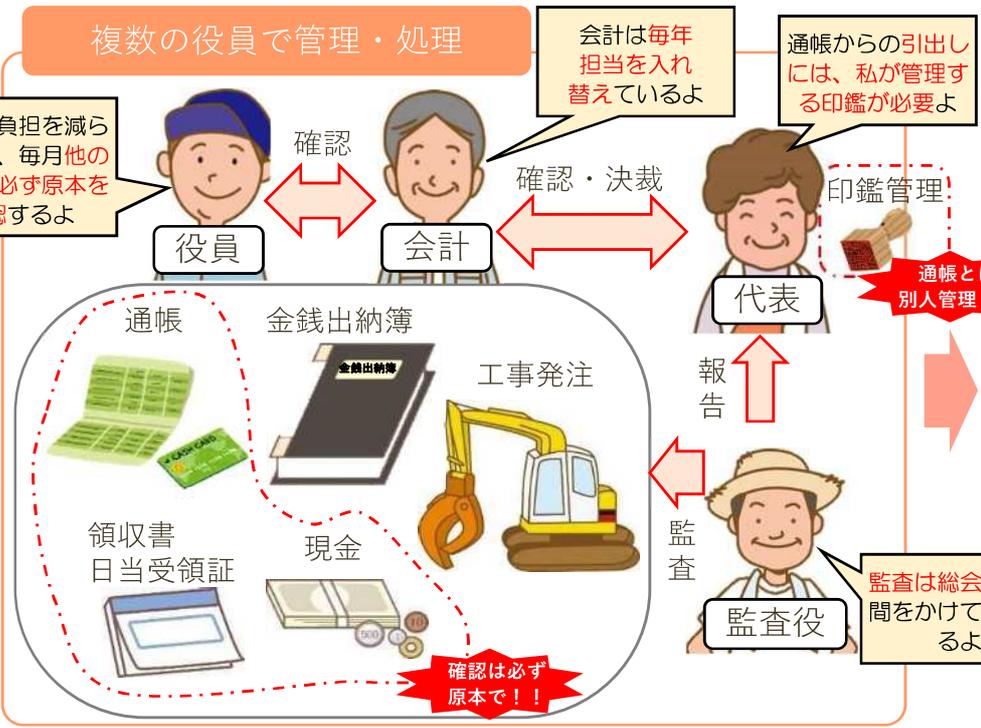
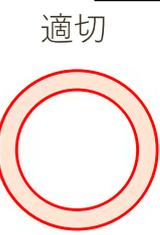
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。



こんなことを招くかも・・・

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用
- ・業者からの金品の受領

最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも・・・

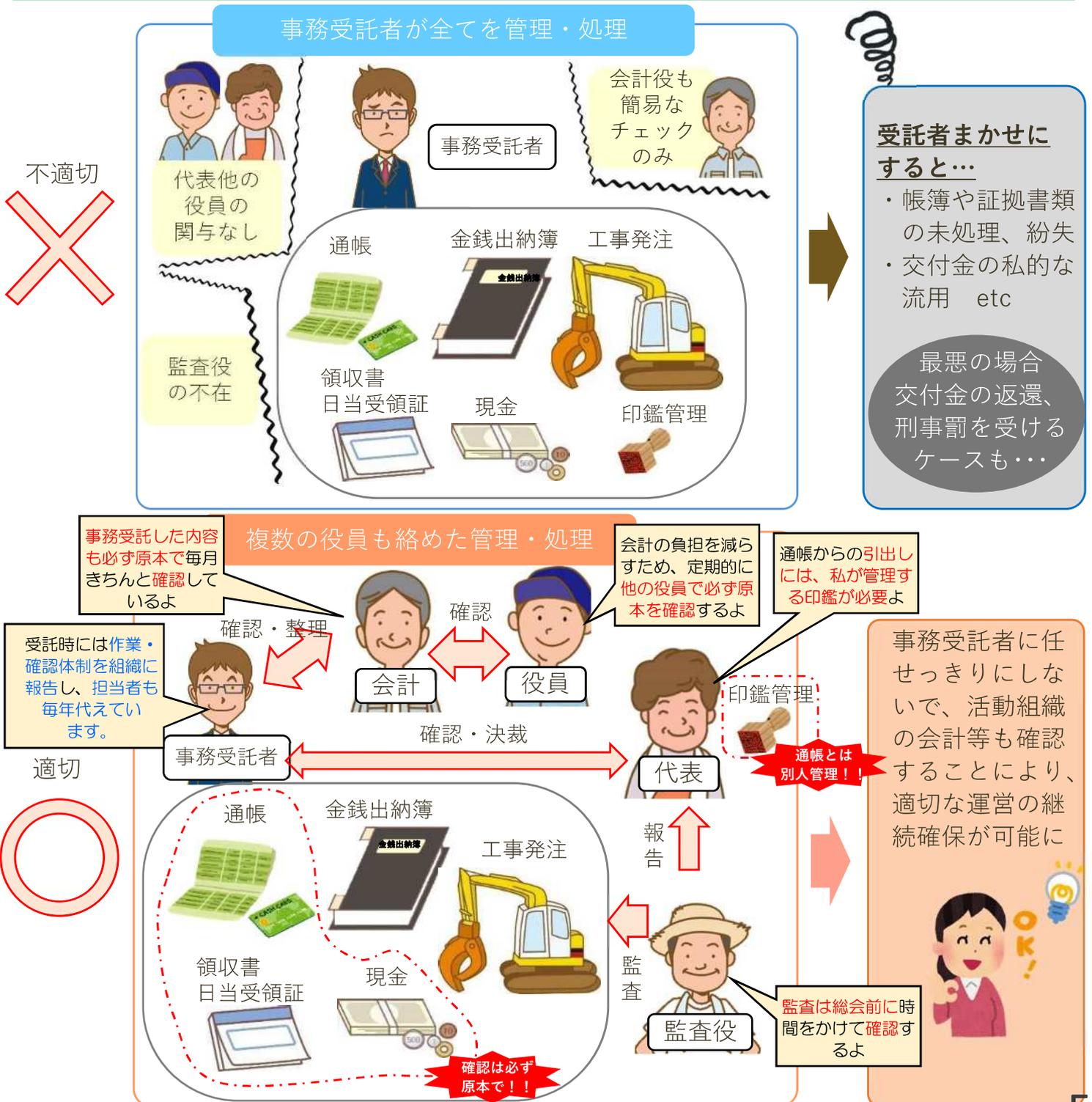


役員が行う事務を互いに確認することにより、適切な運営が可能に

※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

会計事務を委託している場合

- 事務受託者における作業の役割分担や複数名での確認体制などをチェックし、その内容を明文化しましょう。
- 事務受託者が行った会計事務は、活動組織においても必ず内容を確認し、会計監査も確実にに行いましょう。
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などには、活動組織の役員等による確認を組み込む等、事務受託者のみの実施とならないようにしましょう。



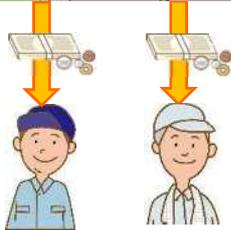
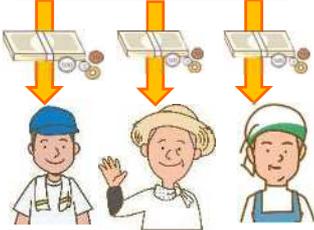


3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成（ポイント 1 の場の活用）

対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

- ・不透明な日当の扱い



トラブル発生

- ・日当の目的外使用
- ・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人からサイン※1と受領日を記入してもらい、管理しましょう。※2

一覧表の例

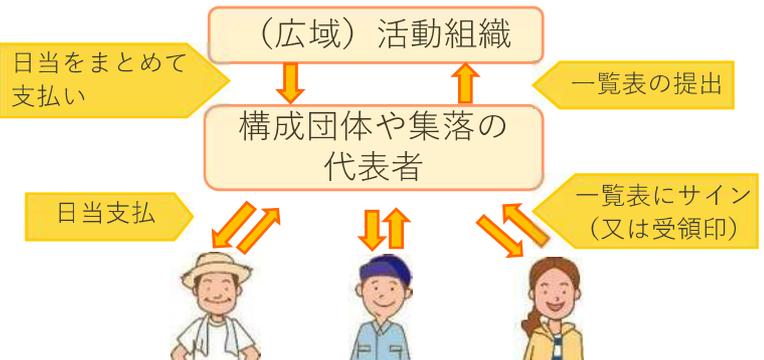
氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	☺	12/1

※1 受領印でも可能ですが、確かな本人確認としては、サインが有効です。

※2 事務負担軽減、不正の発生予防として、現金手渡しより金融機関振込を基本とすることを推奨しており、その場合、振込受領書によって代えることができます。

代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表にし、参加者本人からサイン※1を記入してもらい、これを（広域）活動組織に提出しましょう。※2



▲不適切な処理の実例

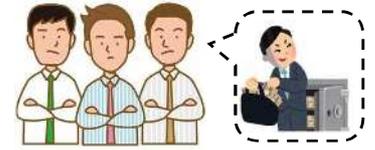
○組織を円滑に運営していくために守っていただきたいポイントをきちんと守ることで防ぐことが出来た不適切な実例を以下に示します。

ポイント 1 役員等が行う事務の確認の不備

活動組織で役員報酬を支払おうとしたところ通帳残高が不足し、疑義が発覚

会計事務を受託した組織では、当該職員一人で通帳・印鑑を管理、同一地区を長年担当、他の者のチェックも行われず、活動組織による確認も十分でなく、横領する機会を与えてしまったことが原因

これまできちんと管理してきているし、誰も確認しないから、少しくらい取っても大丈夫だろう。



報告

指摘

結果

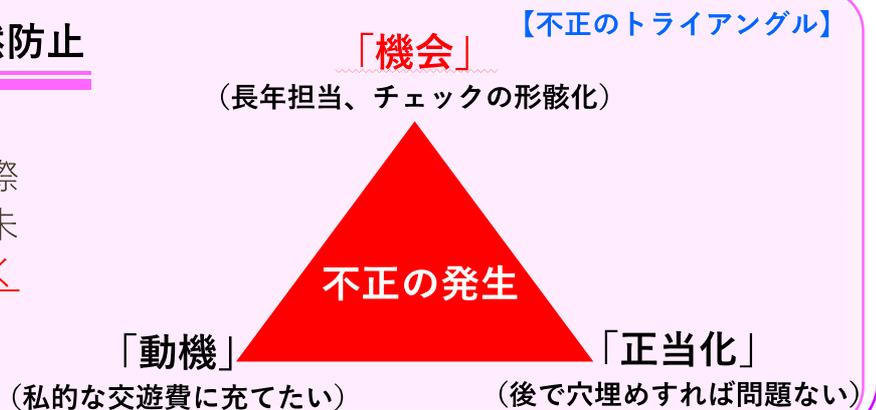
調査した結果、活動組織から会計事務を委託された組織の職員による横領が判明

**交付金の一部返還
(横領分)**



不正の構図とそれを踏まえ未然防止

一般に不正は、「動機」「機会」「正当化」の三要素がそろった際に発生しやすいとされ、不正の未然防止のためには「機会」を無くすことが重要



ポイント 2 組織内での合意形成の不備

活動組織の構成員から総会が開催されていない旨の通報 

勤め人が多く 構成員を総会に集めることが困難と役員が勝手に判断し必要な総会による合意形成を怠ったことが原因

みんな忙しくて集まらないから、総会をやったこととして、交付金をもらうことにしよう。



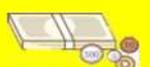
通報

指摘

結果

調査した結果、総会の開催を装って、合意形成のないまま活動していたことが判明

交付金の全額返還



役立ち情報①

活動を地域内外の人へ情報発信しましょう



- 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを活用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょ。う。
- 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。
- 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょ。う。

広報誌・SNS等での情報発信



広報誌、
SNS、
ホームページなど



活動内容の発表会、
イベント開催時の
パネル展示など

【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け

広報誌・地域情報紙
・SNSなど
※自ら情報発信

地域外の幅広い範囲の人向け

市町村・都道府県や国のHP・
メルマガへの投稿など
※あいのりして情報発信

メルマガについてはこちらから
ご覧いただけます。詳細は
各局にお問い合わせください。



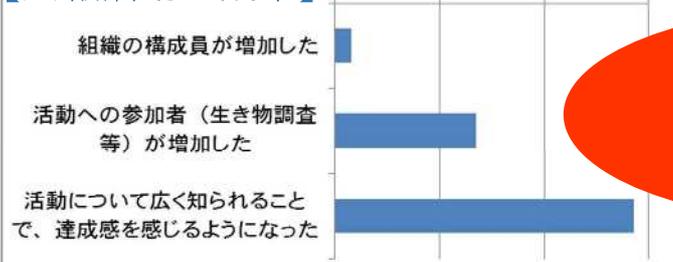
組織構成員

- 活動組織の構成員自身の理解向上
- 地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等

【広報活動の成果】



広報活動を行った組織の
約30%の組織で構成員や
活動の参加者が増加！
約57%の組織で達成感
を感じるようになった！

活動に参加してくれ
る人が増えたなあ



※資源向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は「[広報活動・農的関係人口の拡大](#)」の実施が必須です。

役立ち情報②

農業農村の魅力を学べるマンガと動画を活用しましょう



- 農業農村の大切な役割や魅力について、マンガや動画を通して楽しく学べる教材です。
- 小学校高学年の発展教材や家庭学習教材として、全国の学校や各家庭で今すぐ無料でご利用できます。

動画

「のぞいてみよう！ 田んぼの世界」 (10分)



田んぼの魅力や生き物の生態、田んぼの機能を魅力的に紹介し、これから学ぶ農業の学習の動機づけになる動画教材です。
農業学習の導入や、田植え体験の事前学習などで活用できます。

学習マンガ

「ミーとトラの大冒険 日本の農業と伝統文化」



農業農村の大切な役割や魅力について学べる学習マンガです。小学生(高学年)の学習を補完する家庭学習用教材として活用できます。
※解説資料つき



学習マンガ・動画のどちらも左のQRコードから確認できます!!マンガはダウンロードもできます!!

知っていますか?

エスディーズ

SDGsと多面的機能支払交付金の活動との関わりってなんだろう?

SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されており、ぜひQRコードを読み取ってご覧下さい!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。

多面ロゴマークをご活用ください!!

多面的機能支払交付金の活動を広めましょう!

ロゴマークの使用にあたっては、右のQRコードを読み取っていただき、あらかじめ使用方法をご確認ください。



高めよう 地域協働の力! 9

事務支援ソフト 田園クラブ 2025 のご紹介

選ばれる理由

- 制度開始以来 19年の実績
- 簡単で分かり易い操作
- 【申請・報告様式】全表作製
- 広域協定や大規模組織でのネットワーク処理
- 地域に合わせ柔軟なカスタマイズ対応
- お待たせしない担当者常駐のサポート
- 各地の競合コンペで高い勝率

ご導入事例

- 糸魚川市:1市1広域 50 集落
- 柏崎市:1市1広域 100 集落
- 上田市:1市1広域 70 集落
- 安曇野市:1市1広域 50 集落
- むかわ町土地改良区:1町2広域 30 集落
- 横手市雄物川筋土地改良区: 2 市10広域 150 集落

活動組織版ご導入価格

○田園クラブサブスク	28,600円	サポート込み年間使用料
○田園クラブご購入	33,000円	システム価格
別途サポート料	22,000円	1年間のサポート料

広域協定版ご導入価格

○広域協定版	16,500円	50組織未満の広域
○広域協定版	6,600円	50組織以上の広域

無料のサンプル版をロビーの展示ブースで準備しております。(数に限りがあるため先着順となります)

お問い合わせ先:

アムレット株式会社
〒930-0901富山市手屋3-5-11
TEL:076-407-5121

開発サポート 株式会社アーバンシンク 担当:原田
〒995-0017 山形県村山市榎岡十日町6番 11号
tel 050-3592-3001

詳細は: https://www.urban-think.co.jp/system/denen_club.html

「多面的機能支払交付金」を活用して Youtube動画 地域と環境を守る力に!!

多面的機能支払交付金は、農地、農業用水路、農道などの草刈り、泥上げ、水路の補修、生き物に優しい保全活動等を通じて、農業・農村の有する多面的な機能を支えるための支援制度です。

この動画では、保全活動の必要性や目的、多面的機能支払交付金活用のメリットについてわかりやすく解説しています。



地域の皆さんで視聴いただき、共同活動の大切さを見つめ直すきっかけとしてください!

動画の構成

- ①農業と保全活動の営み
- ②農業農村の有する多面的機能
- ③多面的機能が喪失したら…
- ④草刈り・水路清掃の大切さ
- ⑤地域のつながりを育む営み
- ⑥多面的機能支払制度の紹介



<https://youtu.be/w1de0Fglddg>

YouTube動画は、上のQRコードから
ご覧いただけます。



ナレーションは、
射水市出身のお笑いコンビ「雷鳥」



富山県多面的機能推進協議会

富山県農林水産部農村振興課
農村活性化係
TEL:076-444-3381

水土里ネット富山
富山県土地改良事業団体連合会
地域保全対策室
TEL:076-424-3380



(活動組織向け)

多面的機能支払 活動組織・外部人材とのマッチングの仕組み

活動組織



草刈り・泥上げする人が不足している
事務をする人がいない
防草シートを教えてください

広域活動組織



支援してほしい組織・広域組織

登録

大正 昭和 平成

支援を受けたい(外部委託したい)作業内容
作業規模(期間、場所、数量(面積・延長)
支払金額の目安(外注先への支払う額)
活動組織担当の連絡先など

【活動組織が本仕組みを利用する準備】
★次のことを合意しましょう。
・本仕組みを利用すること
・登録する内容
(いつのどんな作業で、支払額、など)

マッチングする組織

情報掲載から、需給が一致する活動組織と支援できる企業・団体・個人を結びつける(マッチング)

富山県多面的機能推進協議会



富山県農林水産部農村振興課内
富山県土地改良事業団体連合会
地域保全対策室

ひやまの水士里ネット





【マッチング後は】
活動組織と企業・団体・個人と個々でやり取りする。

【保険は】
業務委託 …受託先で加入
構成員化※ …既存の保険の適用範囲か要確認
(範囲外なら追加で加入)

【支払は】
業務委託 …委託契約締結し、契約に基づき支払い。
構成員化※ …構成員同様に日当支払(個人へ支払を)
構成員化※: 個人・団体共に、臨時総会等組織内の合意必要
(構成員名簿に追加)

支援できる企業・団体・個人 ※ 下記は一例

草刈り事業者

草刈りできる



事務代行業者

事務を手伝える



**防草シートメーカー
水路補修メーカー**

防草シート張りを手伝える
水路補修を手伝える



建設業者・農業法人

草刈りできる
泥上げできる
水路補修が手伝える



草刈等の地域活動が好きな個人

草刈りできる
泥上げできる など



草刈等の人員に余力のある活動組織



業務委託で支援

構成員化(日当払)で支援

令和7年度 農業・農村の多面的機能の
持続的発揮に向けた全国シンポジウム
農林水産省農村振興局 青山次長 基調講演
(10/21)



要約:

- 多面的機能交付金は地域への投資であり重要だが、意義と効果を分かりやすく発信しないと予算の継続確保は難しい。良い取り組みでも積極的なアピールが不可欠。
- 自助・共助・公助のバランスが鍵。交付金(公助)は地域の共助力を引き出し、地域の持続性を高める仕組み。集落機能の弱体化(戸数減少・高齢化等)に対し、活動のサイクル(話し合い→実施→評価)で力を強化する。
- 交付金の前身は「農地・水・環境保全向上対策」。法制度の整備を経て現在の事業に拡充。予算は事業仕分け等で変動し、近年は横ばい基調だが今年増額。国の財政制約(社会保障等で歳出の約3/4、巨額の債務)により予算拡大は容易でない。
- 今後は人口減少下で外部人材(大学生・建設業等)の活用、活動組織の広域化、デジタル技術の活用を進める。
- 予算確保・拡大には、良いプレゼンと大きな発信に加え、意思決定者に届く「味方づくり」が重要。各地での要請・説明(例: 岩手の財務省訪問)のように行動を広げ、否定的な見方を変えていくことを呼びかけている。



多面活動の未来像 ～活動組織に期待すること～

農林水産省農村振興局 次長 青山 健治

令和7年10月
農林水産省

目 次

1 多面的機能支払交付金の活動の意義.....	1
2 地域の力を引き出す仕組み.....	6
3 予算の確保について.....	8

1 多面的機能支払交付金の活動の意義

1

① 多面的機能支払交付金で実施する様々な活動

○地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進するため、

- ・農地維持支払においては、草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持等の多面的機能を支える地域共同活動を実施。
- ・資源向上支払においては、水路、農道等の軽微な補修や農村環境の良好な保全等の地域資源の質的向上を図る地域共同活動を実施。加えて、農地周りの水路、農道等の補修・更新等による施設の長寿命化のための活動を実施。

【農地維持支払】



施設の点検



組織運営に関する研修



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持



水路の草刈り

【資源向上支払】



施設の機能診断



農道の補修



直営施工による水路補修



生きもの調査



未舗装の農道を
アスファルトで舗装

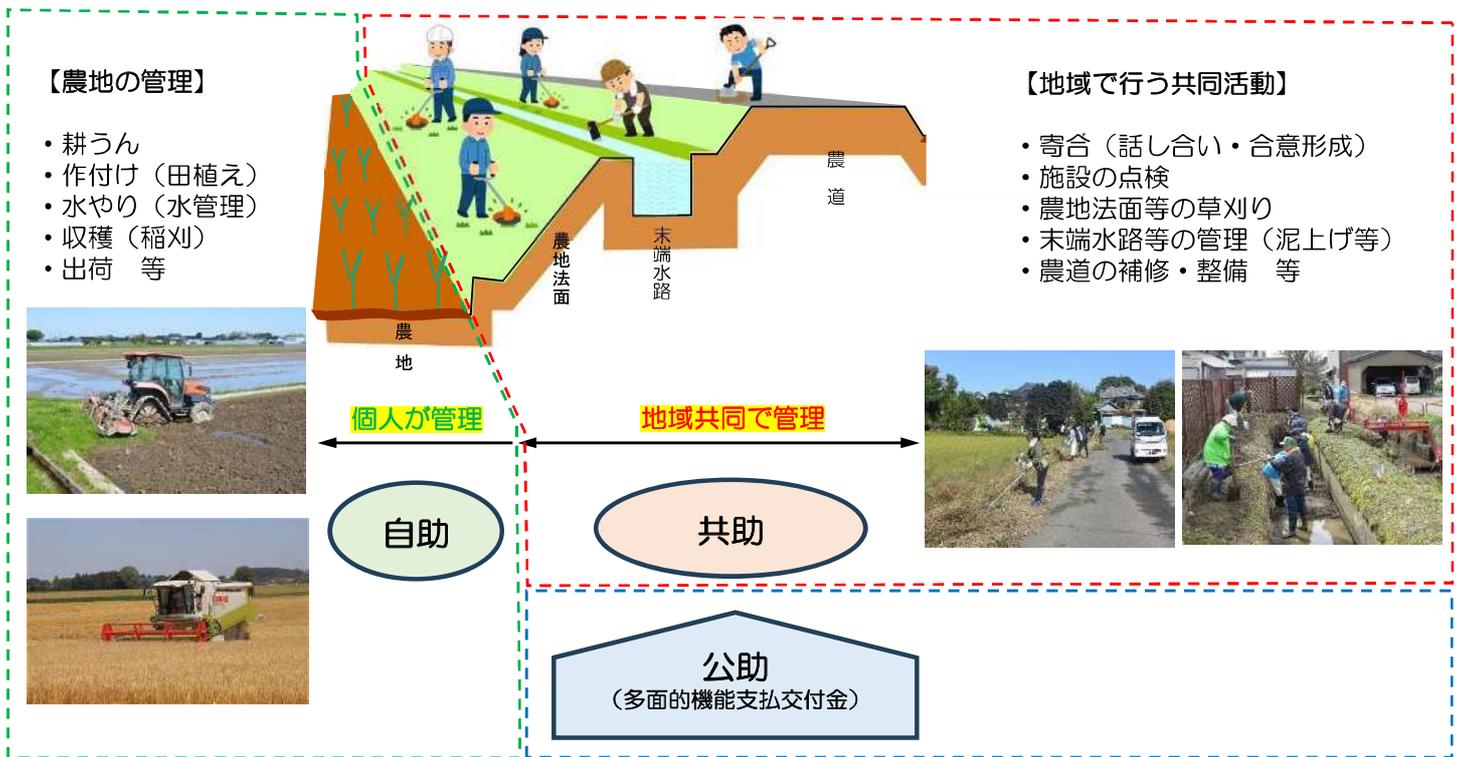


防災・防災力の強化
(田んぼダム)

2

② 自助・共助・公助と多面的機能支払交付金

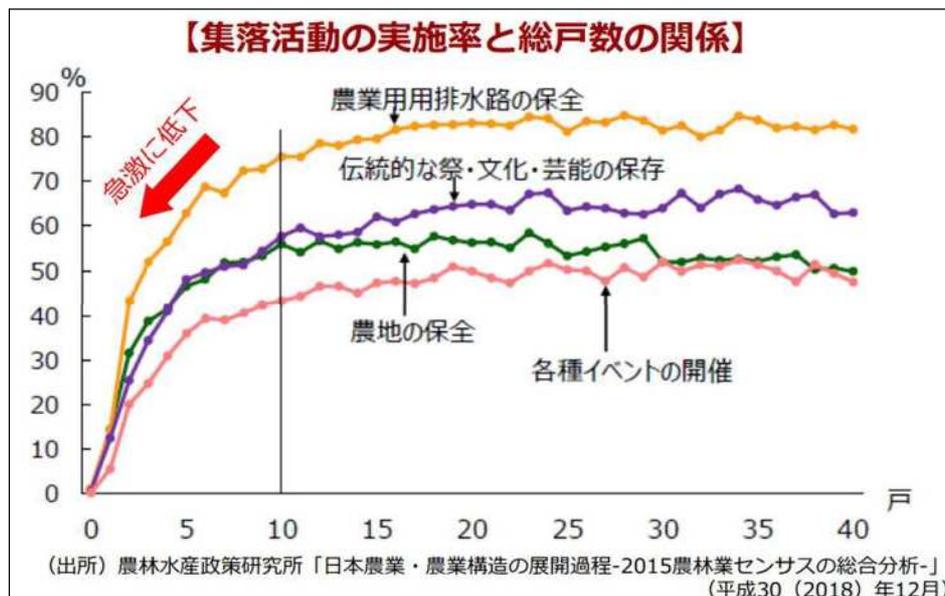
- 農村地域においては、農地の管理を個人が行う「自助」の取組と、農地回りの作業を地域共同で行う「共助」の取組、それらを行政等が支援する「公助」の仕組みがあり、それらのバランスと相互関係が農村地域の維持・発展を図る上で重要。
- 多面的機能支払交付金は、水路・農道等の保安全管理を行う地域の共同活動を図る国や地方自治体が支援する「公助」の仕組み。



3

③ 集落戸数と集落機能の関係について

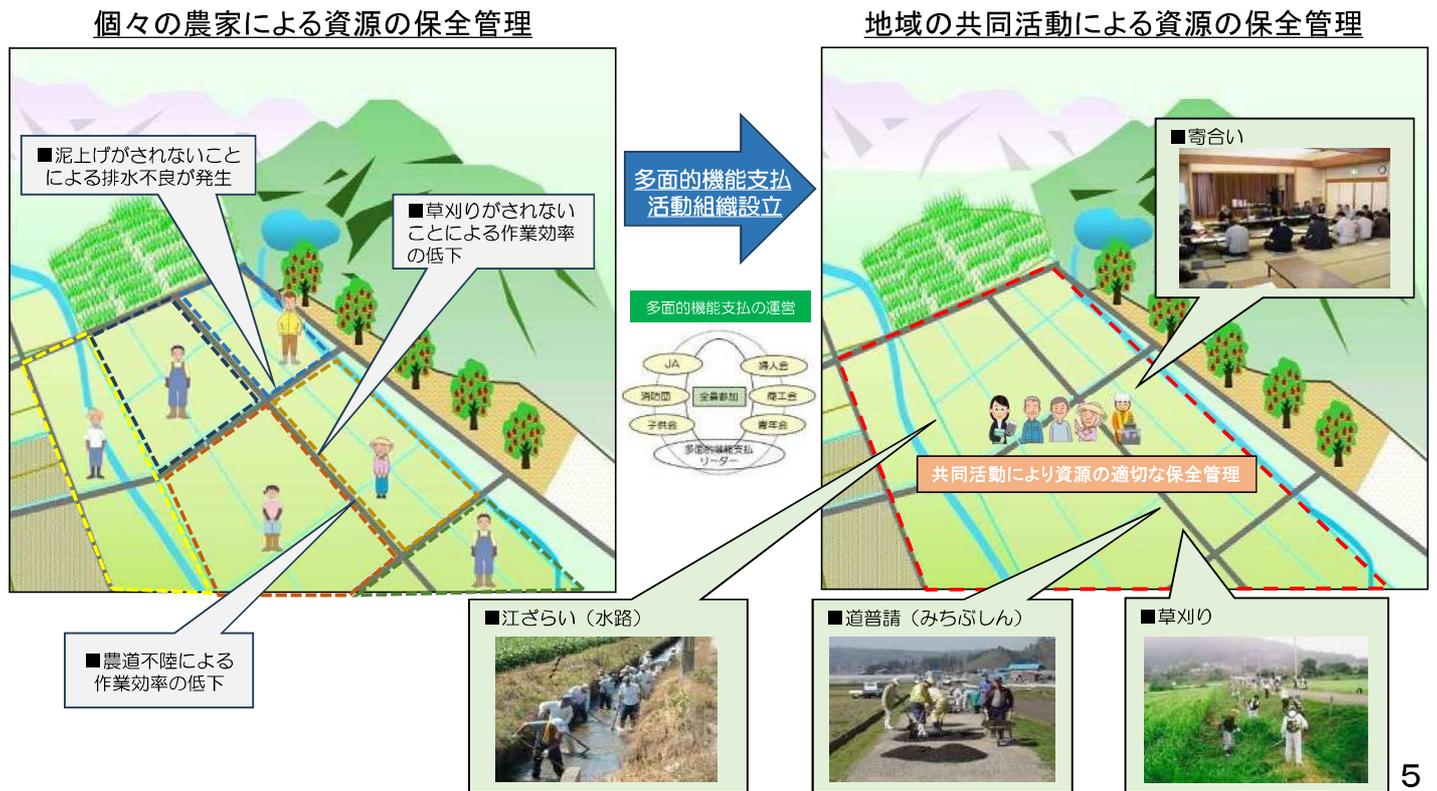
- 集落の総戸数が10戸以下になると集落活動が急激に低下
- 人口が減少する中においても地域社会が維持され農村の振興が図られるためには、集落活動（=集落機能）の維持・向上が必要。



4

④ 集落自らの発想による自発的展開

- 農村地域における人口減少・高齢化等に伴い、農村コミュニティが脆弱化し、地域資源の保全管理に関する集落活動の停滞が懸念。
- 多面的機能支払活動の活動組織により、農業者や地域住民等が共同活動を行うことで、地域資源の適切な保全管理がされるだけでなく、農村コミュニティの活性化に貢献。



2 地域の力を引き出す仕組み

① 過去からの仕組みとこれからの姿

- 過去、農村地域は、農業者が大宗を占める中で共同作業を行っていたが、農村の構成が多様化することにより、現在は多様な主体が協力して作業を実施。
- 今後、人口減少・高齢化が進展する中であっても、効率的に共同活動を実施していくため、地域外の外部人材や省力化技術の活用が重要。

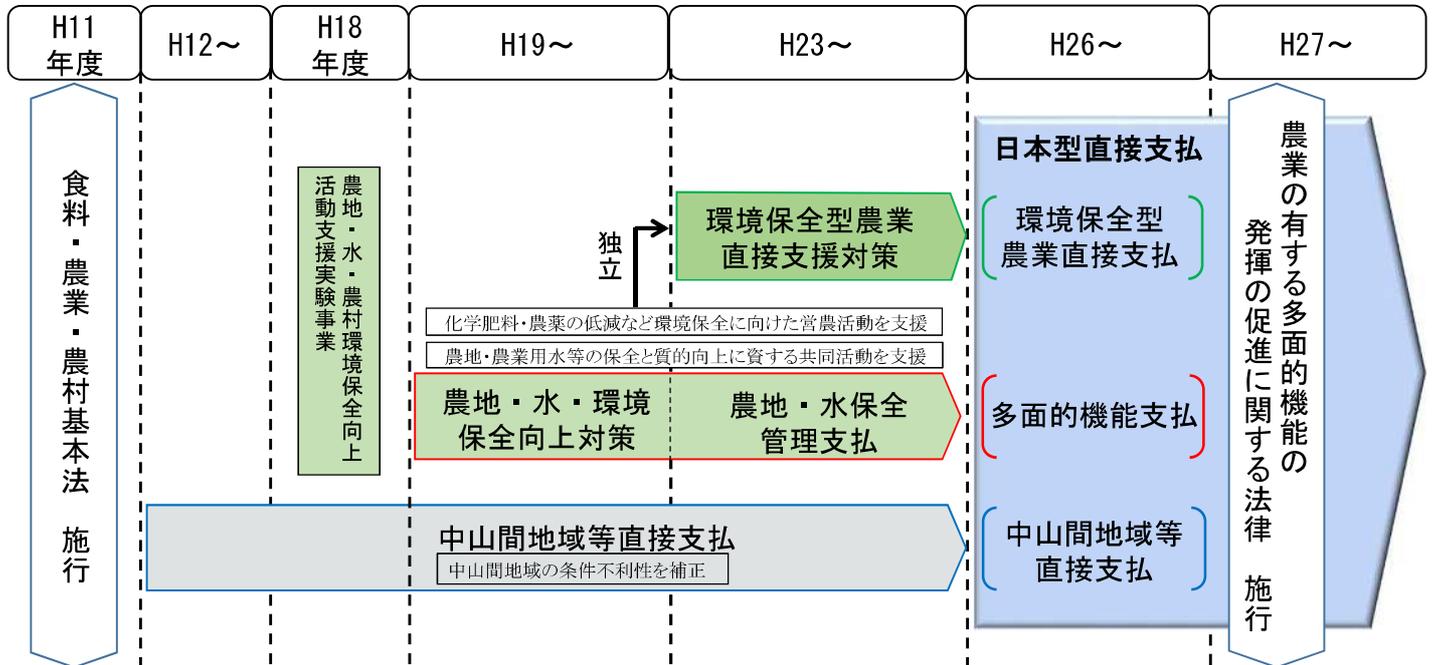


7

3 予算の確保

① 日本型直接支払制度導入までの経緯

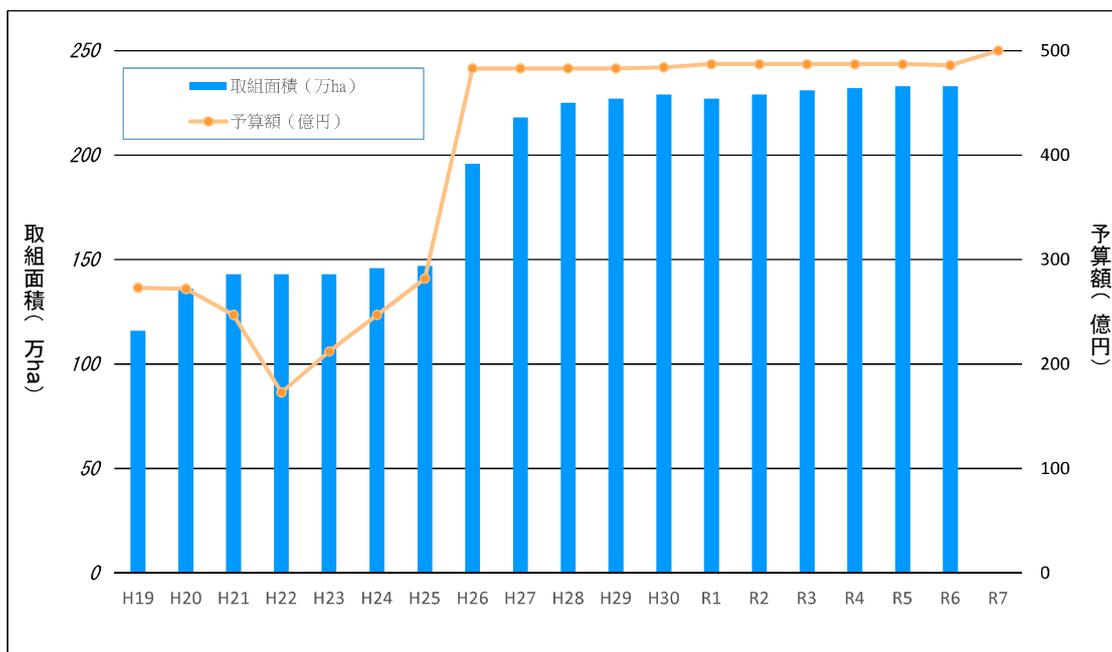
- 平成12年度より、中山間地域の条件不利を補填するため、我が国初の直接支払として中山間地域等直接支払を開始。
- 平成18年度の実験事業を経て、平成19年度より、農地・農業用水等の保全と質的向上に資する共同活動と、化学肥料・農薬の低減など環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策を開始。
- 平成26年度より、日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）を開始。
- 平成27年度より、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。



9

② 農林水産省の認識

- 農地・水・環境保全向上対策は、平成19年度に創設され、平成26年度からは多面的機能支払交付金として実施。
- 令和7年度予算において、500億円を確保し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援。
- 農林水産省非公共预算が減少傾向の中、本交付金は一定水準を確保。



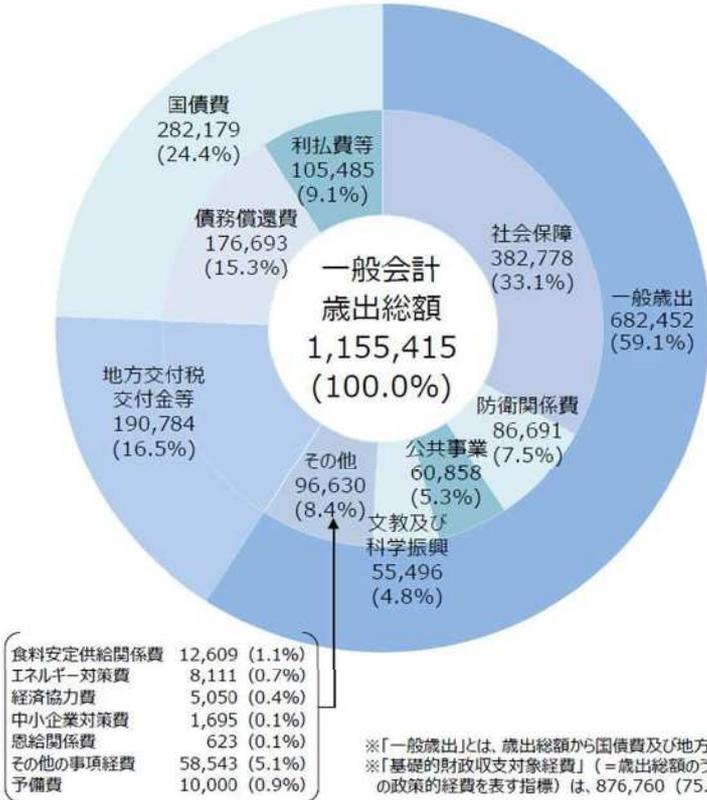
予算額(国費)、取組面積の推移

※ H25までは共同活動支援交付金+向上活動支援交付金+推進交付金
H26からは、農地維持支払交付金+資源向上支払交付金+推進交付金

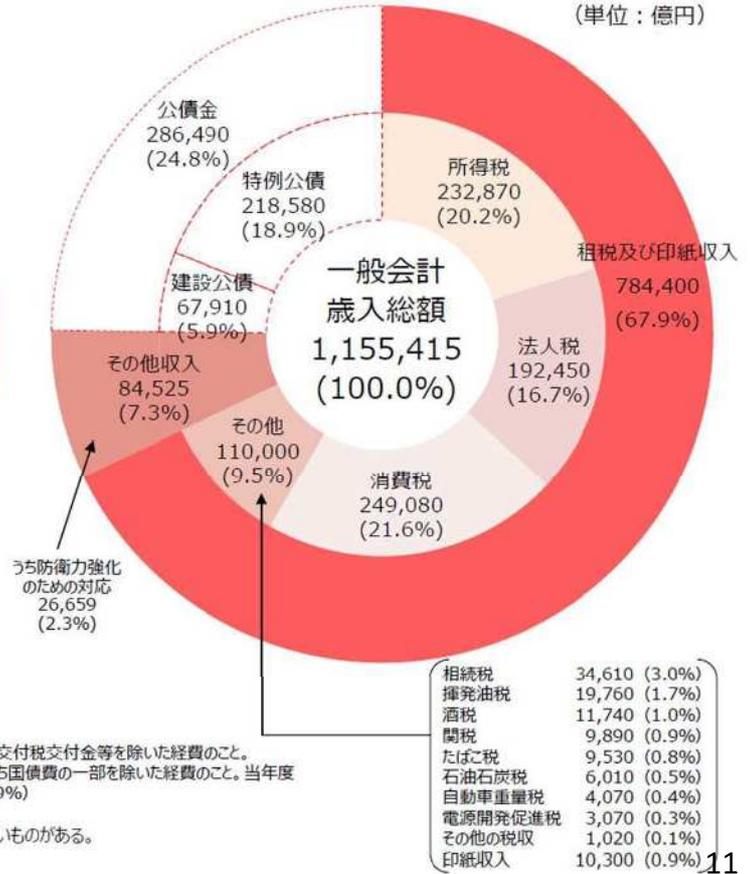
10

令和7年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

一般会計歳出



一般会計歳入



※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。
 ※「基礎的財政収支対象経費」(=歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標)は、876,760 (75.9%)

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 (注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は56.1%。

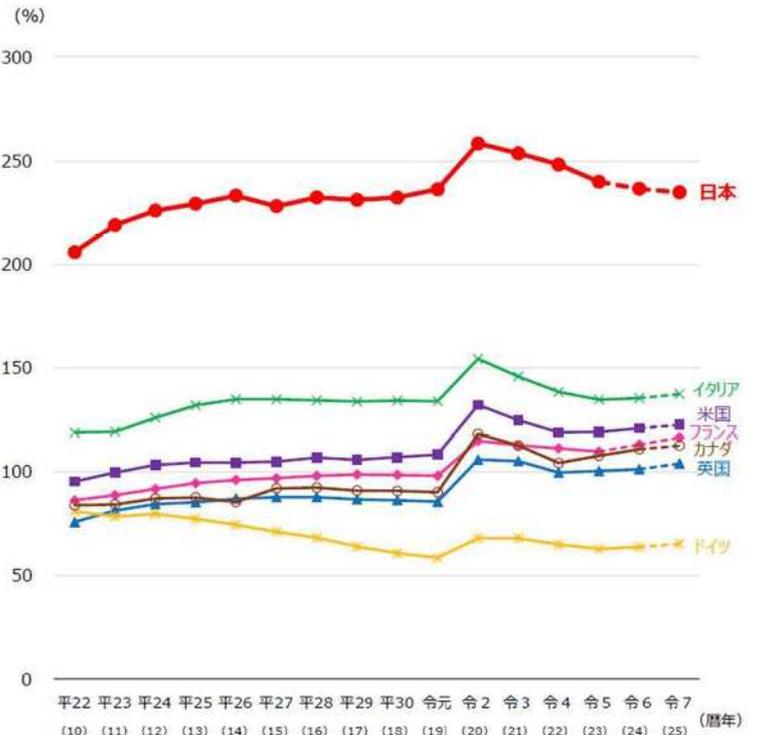
債務残高の国際比較 (対GDP比)

○ 債務残高の対GDP比は、G7諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっています。

<全世界における順位 (172カ国・地域中) >

1	マカオ	0.0%	159	カナダ	107.7%
∴			160	フランス	109.7%
5	香港	6.3%	∴		
∴			165	米国	119.0%
84	韓国	50.7%	∴		
∴			168	イタリア	134.6%
111	ドイツ	62.9%	∴		
∴			170	ギリシャ	165.2%
139	中国	82.0%	171	シンガポール	172.8%
∴			172	日本	240.0%
156	英国	100.4%			

※ 数値は令和5年(2023年)の値。
 2023年が推計値又は数値不明の国は除く。



(出所) IMF "World Economic Outlook" (2025年4月)
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 右図の日本及びフランスは、2024年及び2025年が推計値。それ以外の国は、2025年が推計値。

③ 多面的機能支払交付金の取組事例

- 「田んぼダム」の取組は、主に下流住民が恩恵を受けることから、負担と受益が一致しないことが取組拡大の課題であるが、多面的機能支払の活動組織が地域に存在することで、地域のまとまりが維持され、合意形成が円滑に進み、取組の拡大に貢献。
- また、「田んぼダム」を導入することで、地域防災の強化に寄与するとともに、大規模な施設を造成する必要がなく、安価で、早期に効果が発揮できるため、公共投資の抑制に貢献。

地域共同活動

事例4 多面的機能支払交付金を活用した保全管理や田んぼダムの取組(紫波町水分上地区)

<令和6年度岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞受賞>

取組前	取組内容	取組後
<div style="background-color: #ffffcc; text-align: center; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域の状況</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内の農地(341ha)、水路(120km)農道(52km)等の保全管理を実施 ○ 構成員の高齢化、担い手不足に伴い、農業者だけでは活動継続ができなくなるおそれ ○ H25 豪雨災害では、特に田区排水(水位調整機能を有する排水設備)が未整備の田において、水を貯める機能が十分に発揮できず、下流の農地等に大きな被害が発生 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p style="font-size: x-small;">水路周辺の草刈り</p> </div>	<div style="background-color: #ffffcc; text-align: center; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域の共同活動</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6集落の広域組織が、農業者と非農業者の連携により、農道・水路の草刈りや水路の泥上げを実施 ○ 加えて、農業用施設の補修・更新も実施 ○ 地域の防災・減災に向けた取組として、令和4年度から協定農用地の全面積を対象に田んぼダムの取組を推進 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p style="font-size: x-small;">田んぼダム器具設置状況</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆ <u>田んぼダムは、実施(負担)する人と下流の利益を受ける人が異なる取組であるが、活動組織がある地区では地域のまとまりが維持され、地域の合意形成が円滑に進み、取組が広がっている</u></p> </div>	<div style="background-color: #ffffcc; text-align: center; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">保全管理と防災機能の強化</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域共同による保全管理を計画的に実施 ○ 令和6年1月末時点で地区内水田の約7割(235ha)で田んぼダムを導入し、<u>地域防災の強化に寄与</u> → 北上川流域治水プロジェクトに位置付けられ、流域治水の取組の実行性を高めることにも貢献 ○ 活動が評価され、「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞(R6)」を受賞 ○ シンポジウムでの活動内容等の発表や、他地域からの視察研修の受入など、<u>地域共同活動の普及啓発や優れた取組の県全域への展開にも貢献</u> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p style="font-size: x-small;">シンポジウムでの発表状況</p> </div>